

横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市人権都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓証明及びファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（第10条第1項第2号に規定する相互利用団体を除く。以下「本市と連携協定を締結している地方公共団体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する証明書に類する書類（以下「宣誓証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者同士及びファミリーシップ対象者（パートナーシップにある者の一方又は双方と同居する未成年の子（以下「子」という。）又は親等の近親者その他市長が認めた者をいう。以下同じ。）が家族として協力し合う関係をいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップにないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、特段の事情のない限り市長室人権・ダイバーシティ推進課の職員の面前でパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、特段の事情のない限り市長室人権・ダイバーシティ推進課の職員の面前でパートナーシップ宣誓継続申告書（第2号様式。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告をしようとする者の一方又は双方が自ら申告書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 転入前に交付を受けた宣誓証明書等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2 前条第2項の規定は、申告の方法について準用する。この場合において、同項の規定中「宣誓書」とあるのは「申告書」と、同項第4号中「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓等をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等がなされ

た場合において、当該宣誓等をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書等の写しを添付し、当該宣誓等をした者に交付するものとする。

- 2 前条の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

（証明書の再交付）

第8条 前条第1項の規定により証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該証明書を紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、証明書の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

（宣誓等及び届出の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓等又は届出は、無効とする。

（1）当事者にパートナーシップを形成する意思がないとき。

（2）宣誓書等及び届出の内容に虚偽があったとき。

（証明書の返還）

第10条 宣誓者等は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（第5号様式）に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

（2）宣誓者等の一方又は双方が本市外に転出した場合（一時的な場合及び宣誓者等の双方が次条第1項に規定する届出を行い、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した他の地方公共団体（第2条第3号に規定する本市と連携協定を締結している地方公共団体を除く。以下「相互利用団体」という。）へ転出した場合を除く。）

（3）第3条第3号に該当しなくなった場合

（4）前条に該当する場合

（5）その他特段の事情により証明書の返還が必要と市長が認める場合

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号のいずれかの場合に該当する証明書の交付番号を公表することができる。

- 3 宣誓者等が本市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、証明書が返還されたものとみなす。

（他の地方公共団体との相互利用）

第 11 条 宣誓者等は、相互利用団体へ転出する場合であって、当該相互利用団体において証明書を継続して使用しようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 相互利用団体の長に対し、当該相互利用団体の長から交付された当該相互利用団体のパートナーシップ宣誓制度における証明書等（以下「相互利用団体証明書等」という。）を本市において継続して使用する旨の届出をしたものであって、当該相互利用団体からの本市への転入（当事者双方の転入に限る。）をしたものの当該相互利用団体証明書等は、本市において証明書と同様に取り扱うものとする。

- 3 相互利用団体証明書等の再交付及び返還については、証明書の再交付及び返還の例による。

（ファミリーシップに関する届出）

第 12 条 宣誓等をした者及び宣誓等しようとする者（第 3 条に該当する者に限る。）のうち、ファミリーシップに関して市長に届け出ようとするもの（以下「届出者」という。）は、ファミリーシップに関する届出書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に掲げる書類をもって代えることができると市長が認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他届出者と子の同居の事実が確認できる書類（子に係る届出に限る。）

（2）戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他近親者等である事実が確認できる書類（届出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

（3）ファミリーシップの届出に関する同意書（第 8 号様式）（届出日において 15 歳未満の者にあつては、当該者の親権者の署名を要するものとする。）

（4）前号の親権者の署名を要する場合にあつては、親権者である事実が確認できる書類（ただし、第 2 号に掲げる書類をもって代えることができると市長が認めたときは、この限りでない。）

（5）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、当該届出又は同意をしようとする者が自ら記入する

ことができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、ファミリーシップにあると認めた場合は、届出のあった者のうち、希望するものの氏名が記載されたファミリーシップカード（第9号様式）を発行するものとする。この場合において、第6条の規定により通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を記載するものとする。

4 届出者は、第1項の規定による届出を行うに当たっては、子に対してファミリーシップの制度及びこれに同意をすることについて当該子が理解できるよう、発達段階に応じた丁寧な説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、届出者の本人確認について準用する。

（ファミリーシップカードの再交付）

第13条 前条第3項の規定によりファミリーシップカードの交付を受けた者（以下「カード交付者」という。）は、当該ファミリーシップカードを紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、ファミリーシップカード再交付申請書（第10号様式）により、ファミリーシップカードの再交付を申請することができる。

2 市長は、ファミリーシップカード再交付申請書の提出を受けたときは、ファミリーシップカードを再交付するものとする。

（ファミリーシップカードの返還）

第14条 カード交付者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、ファミリーシップカード返還届（第11号様式）にファミリーシップカードを添えて、市長に提出しなければならない。

（1）宣誓者等の一方若しくは双方又は子が本市外に転出した場合（一時的なときその他市長が特に認めた場合を除く。）

（2）宣誓者等が第10条第1項第1号、第3号又は第4号に該当した場合

（3）その他特段の事情によりファミリーシップカードの返還が必要と市長が認める場合

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号のいずれかの場合に該当するファミリーシップカードの交付番号を公表することができる。

（氏名の削除の申出）

第15条 第12条第3項の規定によりファミリーシップカードに氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に近親者等の氏名削除に関する申出書（第12号様式）を市長に提出することにより、ファミリーシップカードから自らの氏名を削除するよう申し出ることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、申し出た者が15歳未満であって、特に必要があると認めるときは、その申出に際して当該者の親権者の同意を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、カード交付者に対してファミリーシップカードの返還を求めるものとする。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合、この限りではない。
- 4 市長は、前項による返還があったとき又は特段の事情があると認めたときは、カード交付者に対して、申し出た者の氏名を削除したファミリーシップカードを交付するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により申し出た者が本人であることを確認するため、学生証、第4条第2項各号に掲げる書類その他市長が適当と認める書類の提示を求めることができる。

(宣誓等及び届出事項の変更)

第16条 宣誓等又は届出の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を確認できる書類を添えて市長に申し出るものとする。

(宣誓書等の保存期間)

第17条 宣誓書等の保存期間は、宣誓書等が提出された日の属する年度の翌年度から起算して30年とする。

(その他の事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。